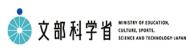
平成28年度一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会教育研究発表大会 (於仙台市民会館)

新幼稚園教育要領について

-幼稚園教育要領等改訂における課題と方向性-

文部科学省初等中等教育局 視学官 湯川 秀樹 (併任 初等中等教育局幼児教育課 教科調査官)



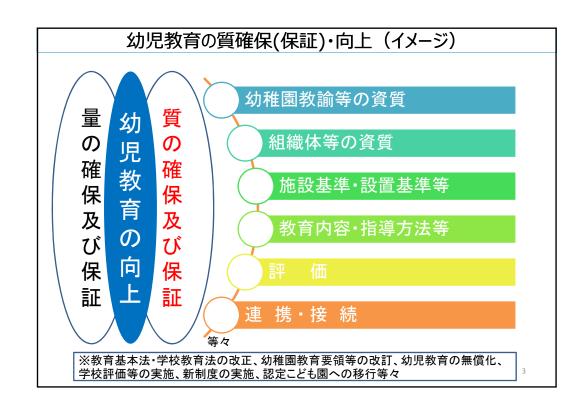
内 容

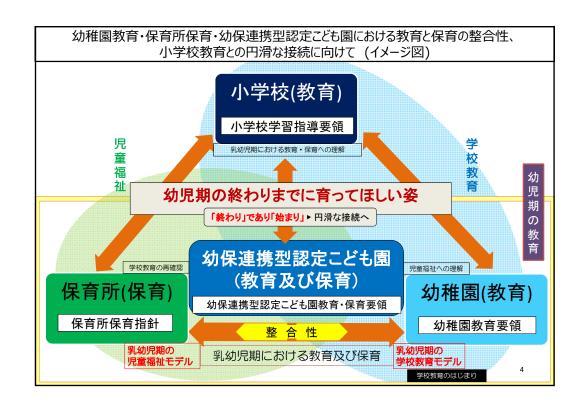
はじめに - 幼児教育の質確保(保証)・向上等

- ○幼稚園教育要領の世界 [概略]-教育基本法・学校教育法と幼稚園教育要領-
- ○次期学習指導要領等の改訂の方向性について
- ○幼稚園教育要領等改訂の課題と方向について

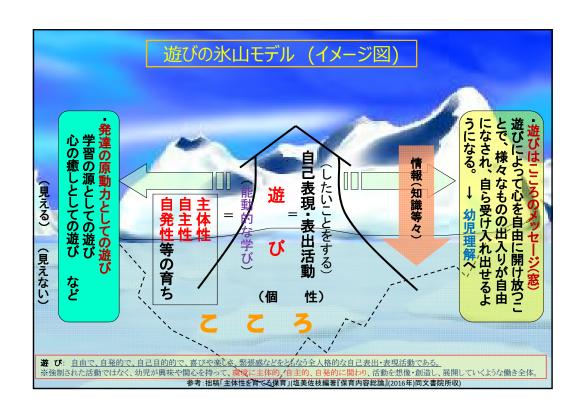
まとめにかえて

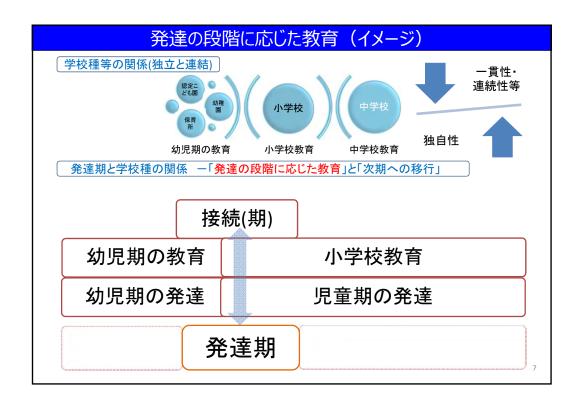
はじめに -幼児教育の質確保(保証)・向上等-







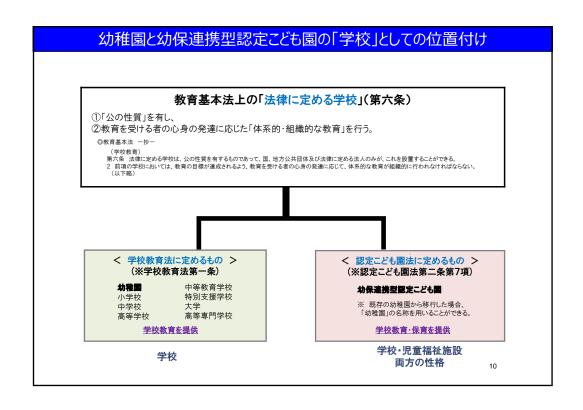


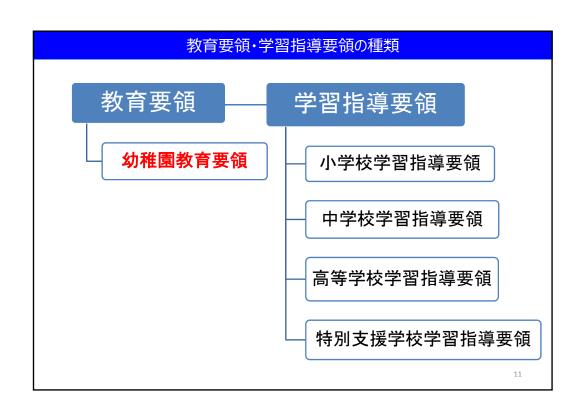


幼稚園教育要領の世界 [概略] -教育基本法・学校教育法と幼稚園教育要領-

8

教育基本法-学校教育法-幼稚園教育要領(→教育課程の編成) 教育基本法 学校教育法 他関連法 幼稚園教育要領 (幼稚園教育要領解説) (幼児教育指導資料 他)





教育基本法 ~「幼児期の教育」抜粋~

「幼児期の教育」の位置付け 一幼児期の教育の重要性、国及び地方公共団体の責務

(幼児期の教育)

第11条 <u>幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を</u> <u>培う重要なものであること</u>にかんがみ、

国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する 良好な環境の整備その他適当な方法によって、 その振興に努めなければならない。

参考: 学校教育法第22条

幼稚園は、<u>義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的</u>とする。

12

学校教育法 ~学校種(規定順)~

学校種の規定順 -「学校教育の始まり」として

(学校の範囲)

第1条 この法律で、学校とは、<u>幼稚園</u>、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

【参考ー学校種の目的及び目標の見直し等】

【幼稚園に関する事項】

教育基本法に教育の目標及び幼児期の教育に関する規定が置かれたこと等を踏まえ、以下のとおり学校教育法の幼稚園の目的及び目標に関する規定等を改めた。

(目的)

- ① 義務教育以後の教育の基礎が培われ、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるよう、<u>幼児期の特性に配慮しつつ、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する</u>といった趣旨を規定した。
- ② 小学校以降の教育との<u>発達や学びの連続性が明確となるよう、学校種の規定順について幼稚園を最初に</u>規定すること。
 - 旧) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校・・・、特別支援学校及び幼稚園
 - 新) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校・・・・

学校教育法 ~幼稚園の目的・目標~

幼稚園の目的・目標 一「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、**前条の目的を実現するため、次に掲げる目標達成するよう行われる** ものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な<mark>基本的な</mark>習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 <u>集団生活を通じて</u>、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、 自主、自律及び協同の精神並びに<mark>規範意識の芽生えを養うこと</mark>。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話 を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

【実践上の課題】学校教育における「基礎」・「基本」とは何か=学校教育としての幼稚園教育とは

14

学校教育法 ~幼児期の教育支援・教育課程その他の保育内容~

家庭及び地域における幼児期の教育の支援(子育ての支援)

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

預かり保育

第25条 幼稚園の教育課程<u>その他の保育内容</u>に関する事項は、<u>第22条</u> 及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

幼稚園教育要領の概要と根拠規定等

概要

- ・幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を 保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。
- ・これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

根拠規定

〇学校教育法

第25条 **幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は**、第22条及び第23条の規定に従い、**文部科** _____ 学大臣<u>が定める</u>。

〇学校教育法施行規則

第38条 <u>幼稚園の教育課程その他の保育内容については、</u>この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として<u>文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする</u>。

昭和23年刊行

概ね10年ごとに改訂

平成20年改訂

現在

〇 保育要領 (文部省刊行)

· 最初の幼稚園·保育所·家庭 における幼児教育の手引

〇 幼稚園教育要領 (文部科学省告示)

幼小接続や預かり保育等の 子育ての支援を充実

〇中教審において、幼児 教育の在り方を審議・答申 (平成28年12月に答申)

16

幼稚園教育要領等の変遷

昭和 保育要領(文部省刊行)

・国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引(手引書的性格の試案)

・幼児期の発達の特質、生活指導、生活環境等について解説 ・保育内容を「楽しい幼児の経験」として12項目に分けて示す

昭和 刊行

刊行

改訂

改訂

平成

10年 改訂

平成

20年

改訂

幼稚園教育要領(文部省編集)

(実施) 昭和31年4月1日実施

昭和 39年

「指導及び指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化

(実施) 平成2年4月1日実施

幼稚園教育要領(文部省告示) (実施) 平成2年4月1日実施
・「幼稚園教育は、幼児期の特性を踏まえ環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示 平成 元年

・幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、具体的な教育目標を示す「ねらい」とそれを達成するための教師が指導する「内容」を区別し、その関係を明確化 ・6領域を5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に再編成し整理

幼稚園教育要領(文部省告示) (実施) 平成12年4月1日実施

・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 ・教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ

・各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「内容の取扱い」に変更 ・「指導計画作成上の留意事項」に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

幼稚園教育要領(文部科学省告示) (実施) 平成21年4月1日実施 ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実

・幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を 重視 ・預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示

学習指導要領の変遷 教育課程の基準としての性格の明確化 昭和 (道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等)(系統的な学習を重視) 33~35年 改訂 (実施) 小学校:昭和36年度、中学校:昭和37年度、高等学校:昭和38年度(学年進行) 教育内容の一層の向上(「教育内容の現代化」) 昭和 (時代の進展に対応した教育内容の導入)(算数における集合の導入等) 43~45年 改訂 小学校:昭和46年度、中学校:昭和47年度、高等学校:昭和48年度(学年進行) ゆとりある充実した学校生活の実現=学習負担の適正化 昭和 (各教科等の目標・内容を中核的事項に絞る) 52~53年 改訂 小学校:昭和55年度、中学校:昭和56年度、高等学校:昭和57年度(学年進行) 社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成 平成 (生活科の新設、道徳教育の充実) 元年 (実施) 小学校:平成4年度、中学校:平成5年度、高等学校:平成6年度(学年進行) 改訂 基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの[生きる力]の育成 (教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設) 10~11 年改訂 小学校:平成14年度、中学校:平成14年度、高等学校:平成15年度(学年進行) 学習指導要領のねらいの一層の実現(例:学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化、個に応じた指導の例示に小学校の習熟度別指導や小・中学校の補充・発展学習を追加) 平成15年 一部沙計 「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成の 平成 パランス(授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入) 20~21 (実施) 小学校:平成23年度、中学校:平成24年度、高等学校:平成25年度(年次進行) 年改訂 ※小・中は平成21年度、高は平成22年度から先行実施 18

現行幼稚園教育要領の構成

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

第2 教育課程の編成

第3 預かり保育・子育て支援

第2章 ねらい及び内容

領域「健康」 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 領域「人間関係」他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。 領域「環境」 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこ

とする力を養

ノ (9 の刈せ食)。 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。 領域「言葉」

領域「表現」

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

・特に留意する事項として、 安全に関する指導、障害のある幼児の指導、小学校との連携等を規定

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

次期学習指導要領等の改訂の方向性について

20

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問(平成26年11月)の概要

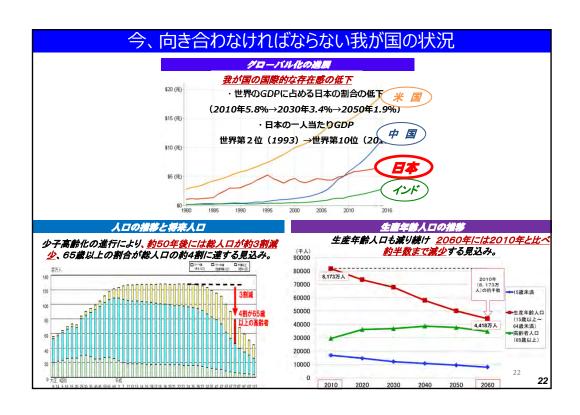
- 趣旨
- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の 減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会 や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。
- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。

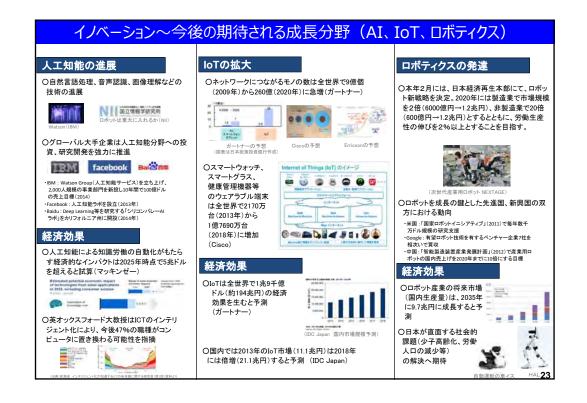
など

◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

- 1. 新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、 学習・指導方法の在り方(アクティブ・ラーニング)や評価方法の在り方等
- 2. 新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し
 - ○グローバル社会において求められる英語教育の在り方(小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化)
 - ○国家及び社会の責任ある形成者を育むための高等学校教育の在り方
 - ・主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等
 - ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し
 - ・より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目
 - ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善
 - ・社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実
 - ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等
- 3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策
- ⇒平成28年12月に答申、2020年(平成32年)から順次実施予定





子供たちは未来の社会を生きる

- ・ 今の子供たちが社会で活躍する時代は20年後、30年後、 50年後。それはどのような「未来」なのだろうか?
- ・ 教育は「現在」ではなく20年後、30年後、50年後の「生きる力」を育てなければならない
- ・ 大人の「過去の常識」を押し付けないことは当然のことだが、 「現在の常識」にもとらわれすぎてはならない

24

子供たちの未来に関する予測

● 子供たちの65%は、大学卒業後、<u>今は存在して</u>いない職業に就く

キャシー・デビッドソン氏 (ニューヨーク市立大学大学院センター教授)

● 今後10~20年程度で、約47%の仕事が自動 化される可能性が高い

● 2030年までには、<u>週15時間</u>程度働けば済むようになる

ジョン・メイナード・ケインズ氏(経済学者)

10年後に無くなる可能性の高い職業

・水産ねり製品製造工 97%

・コック 96%

・そばうどん調理人 92%

機械組立工 91%

航空管制官 90%

有料道路料金収受員 96%

コンビニ店員 88%

学習指導要領改訂の背景

今学校で教えていることは、 時代が変化じたら 通用しなくなるのではないか。

子供たちに、情報化やグローバル化など<u>急激な社会的変化</u>の中でも、 未来の創り手となるために必要な資質・能力を 確実に備えることのできる<u>学校教育</u>を実現する。

より良い学校教育を通じて、より良い社会を作るという**目標を学校と社会が共有**して実現

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、<u>私たち人間に求められる</u>のは、定められた手続を効率的にこなしていくにとどまらず、<u>感性を豊かに働かせながら、</u>どのような未来を創っているのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、他者と一緒に生き、主体的に判断し、新たな価値を生み出していくことであるということ、そのためには生きて働く知識を含む、これからの時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということを、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

学校教育のよさをさらに進化させるため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」として、学習指導要領を示し、幅広く共有

- ・<u>これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込む</u>。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有してカリキュラム・マネジメントが実現しやすくなる。
- ・生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、授業改善の視点(「アクティブ・ラーニングの視点」)を明確にする。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が実現する。

学習指導要領等改訂に係る議論に関するこれまでの経過と今後のスケジュール

平成26年11月 中央教育審議会総会

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問

平成26年12月 教育課程部会

·教育課程企画特別部会を設置

平成27年1月 教育課程企画特別部会(第1回)

新しい時代にふさわしい学習指導要領の基本的な考え方や、教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等に関する基本的な方向性について、計14回審議

平成27年8月 教育課程企画特別部会(第14回)

教育課程部会

・「論点整理」をとりまとめ

平成27年10月~ 論点整理の方向に沿って教科等別・学校種別に専門的に検討

(幼児教育部会は平成27年10月~28年6月にかけて計9回の議論を実施)

平成28年8月 教育課程部会「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ」

平成28年12月 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の

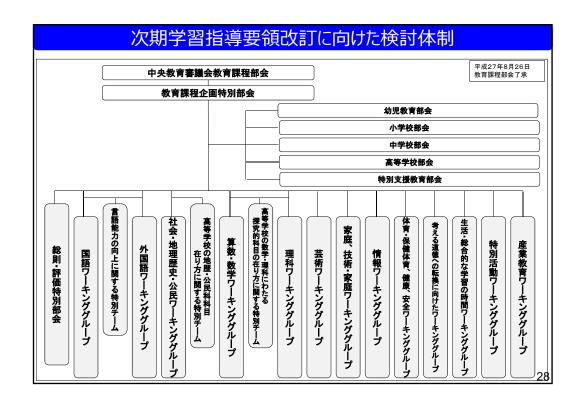
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」

平成28年度内 幼稚園教育要領の告示

平成29年度内 幼稚園教育要領の周知・徹底、幼稚園教育要領・解説・指導書の配付

(<u>幼稚園は30年度から、</u>小学校は32年度から、中学は33年度から全面実施予定。高校は34年度から年次進行により実施予定。)

27 l



予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)<抄>

○ …近年顕著となってきているのは、知識・情報・技術をめぐる変化の早さ が加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の 予測を超えて進展するようになってきていることである。

(略)

○ 人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは<u>与えられた目</u> <u>的の中での処理</u>である。一方で人間は、感性を豊かに働かせながら、どの ような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにして いくのかという目的を自ら考え出すことができる。多様な文脈が複雑に入り 交じった環境の中でも、場面や状況を理解して自ら目的を設定し、その目 的に応じて必要な情報を見いだし、情報を基に深く理解して自分の考えを まとめたり、相手にふさわしい表現を工夫したり、答えのない課題に対して 、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解を見いだしたりすることが できるという強みを持っている。

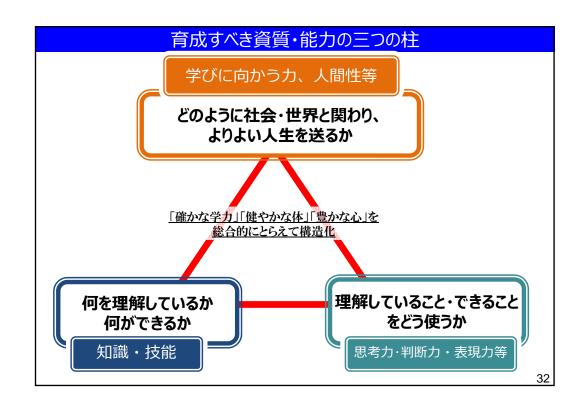
- このために<u>必要な力を成長の中で育んでいる</u>のが、<u>人間の学習</u>である。…必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、<u>予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。</u>
- …社会や産業の構造が変化し、<u>質的な豊かさが成長を支える成熟社会</u>に移行していく中で、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提としてどのように生きるかだけではなく、<u>様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が社会的な要請となっている。</u>

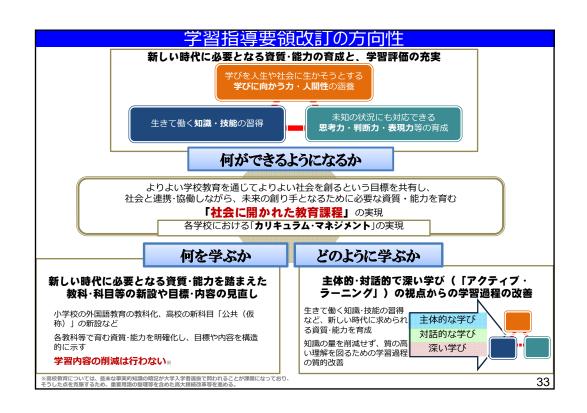
30

これからの教育課程の理念

<社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育 を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介 してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。





主体的・対話的で深い学びの実現 (「アクティブ・ラー ニング」の視点からの授業改善)について

「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、子供たちが 学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたってアクティブに学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取組み、自らの学習活動を振り返って次につな げる「主体的な学び」が実現できているか

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを 持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をま とめ振り返り、次の学習につなげる 「キャリア・パスボート(仮称)」などを活用し、
- 自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り











深い学び 子供同士の協働、数員や地域の人と<mark>の対話、先哲の考</mark>え方を手掛かりに考えること等を通じ、自らの考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

- ** 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決 している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすること で自らの考えを広める あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、
- することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通 して本の作者などとの対話を図る



各教科等で習得した知識や考え方を活用した、「見方 考え方」を働かせて、学習対象と深く関わり、問題を発 見・解決したり、自己の考えを形成したり、思いを元に 想・創造したりする「深い学び」が実現できているか。

【深い学び】

- 事象の中から自ら問いを見いだし、課題の追究、課題の解
- 事象の中から自つ向いと対して、味趣の海丸、味趣の原 決を行う探究の過程に取り組む 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、 状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して 集団としての考えを形成したりしていく 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を
- 創造していく

「カリキュラム・マネジメントの重要性」(答申より)

○教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応 じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校 である。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、 各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、 それを実施・評価し改善していくことが求められる。これが、いわゆる「カリキュラム・マネジメント」である。

○「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供たちが未来の創り手となるために求められる資 質・能力を育んでいくためには、<u>子供たちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶ</u> か」などの事項を各学校が組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子供たちの <u>姿を踏まえながら不断の見直しを図ること</u>が求められる。今回の改訂は、各学校が学習指導要領等 を手掛かりに、この「カリキュラム・マネジメント」を実現し、学校教育の改善・充実の好循環を生み出し <u>ていくことを目指すもの</u>である。

○特に、次期学習指導要領等が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通した取組を通じ て、教科等横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、 教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められる。各学校が編成する教育課程 を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方をどのように改善していくのかが重要に なる。

「全ての教職員で創り上げる各学校の特色」(答申より)

〇「カリキュラム・マネジメント」の実現に向けては、校長又は<u>園長を中心としつつ</u>、教科等の縦割りや学年を越えて、学校全体で取り組んでいくことができるよう、学校の組織や経営の見直しを図る必要がある。そのためには、管理職のみならず<u>教育課程全体全ての教職員が「カリキュラム・マネジメント」の必要性を理解し、日々の授業等についても、の中での位置付けを意識しながら取り組む必要がある。また、学習指導要領等の趣旨や枠組みを生かしながら、各学校の地域の実情や子供たちの姿等と指導内容を見比べ、関連付けながら、効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要である。</u>

〇このように、「カリキュラム・マネジメント」は、全ての教職員が参加することによって、学校の特色を 創り上げていく営みである。このことを学校内外の教職員や関係者の役割分担と連携の観点で捉え れば、管理職や教務主任のみならず、生徒指導主事や進路指導主事なども含めた全ての教職員が、 教育課程を軸に自らや学校の役割に関する認識を共有し、それぞれの校務分掌の意義を子供たち の資質・能力の育成という観点から捉え直すことにもつながる。

〇また、家庭・地域とも子供たちにどのような資質・能力を育むかという目標を共有し、学校内外の多様な教育活動がその目標の実現の観点からどのような役割を果たせるのかという視点を持つことも重要になる。そのため、園長・校長がリーダーシップを発揮し、地域と対話し、地域で育まれた文化や子供たちの姿を捉えながら、地域とともにある学校として何を大事にしていくべきかという視点を定め、学校教育目標や育成を目指す資質・能力、学校のグランドデザイン等として学校の特色を示し、教職員や家庭・地域の意識や取組の方向性を共有していくことが重要である。

36

学習指導要領総則の構造とカリキュラム・マネジメントのイメージ 教育課程の構造や、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブ・ラーニングの考え 方等について、**すべての教職員**が校内研修や多様な研修の場を通じて**理解を深めることができる** よう、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から学習指導要領の要 であり、教育課程に関する基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく 整理。 何ができるようになるか 何が身に付いたか ○ 小学校教育の基本 ○ 学習評価を通じた学習指導の改善 子供の発達を どのように支援するか ○ 児童の発達の支援 ○ 特別な配慮を必要とする 生徒への指導 どのように学ぶか 何を学ぶか ○ 教育課程の編成 ○ 教育課程の実施 実施するために何が必要か ○ 学校の指導体制の充実 ○ 家庭・地域との連携・協働

幼稚園教育要領等の 改訂の課題と方向について

38

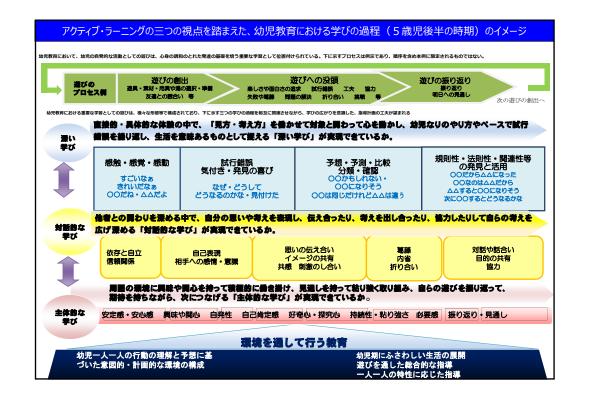
「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月)<u>幼児教育部分のポイント</u>

現行幼稚園教育要領等の成果と課題

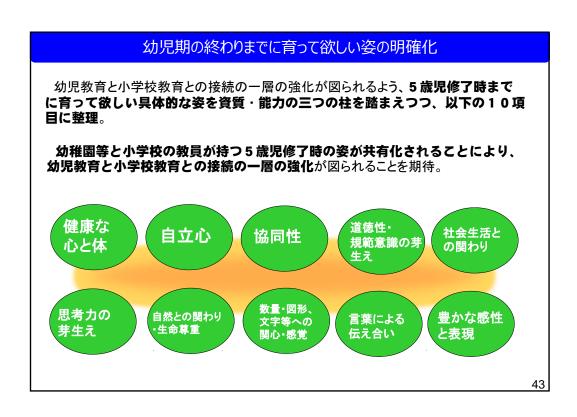
- 〇 幼稚園教育要領は、これまで「環境を通して行う教育」を基本とし、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行ってきたところであり、現行幼稚園教育要領では、言葉による伝え合いや幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続などについて充実を図り、その趣旨については、国立教育政策研究所の教育課程研究指定校の研究成果等から、おおむね理解されていると考えられる。
- 一方で、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が身に付いていなかったり、幼稚園教育と小学校教育との接続では、子供や教員の交流は進んできているものの、教育課程の接続が 十分であるとはいえない状況であったりするなどの課題も見られる。
- また、近年、国際的にも忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果をはじめ、幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力に大きな影響を与えるという調査結果などから、幼児教育の重要性への認識が高まっている。
- さらに、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が実施されたことにより、幼稚園等を通じて全ての子供が健やかに成長するよう、質の高い幼児教育を提供することが一層求められてきている。
- このため、前述のような研究成果や調査結果を踏まえつつ、**幼稚園のみならず、保育所、認定こども園を含めた全ての施設全体の質の向上を図っていくことが必要**となっている。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要 な方策等について(答申)」(平成28年12月)幼児教育部分のポイント 育みたい資質・能力の明確化 ○ 各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化 ○ **資質・能力の三つの柱** として整理 ①生きて働く「知識・技能」の習得 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養 ○ <u>幼児教育段階では、三つの柱を下図のように整理</u>。この資質·能力は**現行幼稚園教育要領の 5 領域** の枠組において育むことができるため、<u>5 領域は引き続き維持</u> なお、幼児教育の特性から、これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通して の総合的な指導を行う中で、一体的に育んでいくことが重要 環 境 知識・技能の基礎 思考力・判断力・表現力等の基礎 (遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことな ども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現 したりするか) (遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を 感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何 を 遊びを通しての ができるようになるのか) 通 し τ 行 学びに向かうカ・人間性等 う (心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよ い生活を営むか) 教

育







幼児期の終わりまでに育って欲しい姿

健康な心と体

幼稚園生活の中で充実感や満足感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出していけるようになる。

自立心

身近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために思い巡らしな どして、自分でしなければならないことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいな がら、自信を持って行動するようになる。

協同性

友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したり する充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

道徳性・規範意識の芽生え

してよいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、決まりを作ったり守ったりするようになる。

社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。

遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

44

思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中 、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。

身近な動植物を命あるものとして心を動かし、親しみを持って接し、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。

数量・図形、文字等への関心・感覚

遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形、文字等への関心・感覚が一層高まるようになる。

言葉による伝え合い

言葉を通して先生や友達と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたりしたことなどを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。

豊かな感性と表現

みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現 したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、意欲が高まるようになる。

<参考>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

安定感や解放感を持ちつつ、心と体を十分に働かせながら充実感や満足感を持って環境に関わり行動するようになる。

全身を使って活動することを繰り返す中で、体を動かす様々な活動に目標を持って立ち向かったり、困難につますいても気持ちを切り替えて自分なりに乗り越えようと したりして根気強くやり抜くことで活動意欲を満足させ、自ら体を動かすようになる。

適切な活動を選び、体を動かす気持ちよさや自ら体を動かそうとする意欲を持ち、いろいろな場面に応じて体の諸部位を十分に動かし進んで運動するようになる。

棟々な機会を通して食べ物への興味や関心を持ち、皆で食べると美味しく、楽しいという経験を積み重ね、和やかな雰囲気の中で話し合ったり打ち解けたりして親しく 進んで食べるようになる。

健康な生活に関わりの深い人々に接したり、社会の情報を取り入れたりなどして、自分の健康に対する関心を高め、体を大切にする活動を進んで行い、健康な生活リス **ハを身に付けるようになる。**

遊びや生活を通して安全についての構えを身に付け、危険な場所、危険な遊び方、災害時などの緊急時の適切な行動の仕方が分かり、安全に気を配り状況に応じて安全

衣服の着脱、食事、排泄(せつ)などの生活に必要な活動の必要性が分かり、自分の力で行うために思い巡らしたり判断しようとしたり工夫したりなどして意欲や自信を

幼稚園における生活の仕方を身に付け、集団での生活や場の使い方などの状況を予測して準備し片付けたりなどして、自分たちの生活に必要な行動に見通しを持って自 立的に取り組むようになる。 46

ョン・ 多近な環境に主体的に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分の力で行うために思い巡らしなどして、自分でしなければならないことを自覚して行い、 締めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる。

先生や友達と共に生活をつくり出す喜びを見出し、自分の力で行うために思い巡らしなどして自分でしなければならないことを自覚して行うようになる。

自己を発揮し活動を楽しむ中で先生や友達に認められる体験を重ねることを通して、自分のことは自分で考えて行い、自分でできないことは実現できるように工夫したり、先生や友達の助けを借りたりしてくじけすに自分でやり抜くようになる。

自分から環境に関わりいろいろな活動や遊びを生み出す中で、難しいことでも自分なりに考えたり工夫したりして、諦めず自分の力で解決しやり遂げ、滿足感や達成 感を味わい自らの生活を確立するようになる。

家族、友達、先生、地域の人々などと親しみ合い、幼児なりに支え合う経験を積み重ね、自分の感情や意志を表現し共感し合いながら、自分のよさや特徴に気付き自 信を持って行動するようになる。

友達との関わりを通して、互いの思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

友達と積極的に関わり様々な出来事を共有しながら多様な感情の交流を通して、友達の異なる思いや考えなどに気付いたり、自己の存在感を感じたりしながら行動するようになる。

幼児同士の関わりが深まる中で互いの思いや考えに気付き、分かるように伝えたり、相手の気持ちを理解して自分の思いの表し方を考えたり、我慢したり、気持ちを切り替えたりなどしながら互いに関心を寄せ、分かり合えるようになる。

友達との関わりを通して互いの感じ方や考え方などに気付き、互いのよさが分かり、それに応じた関わりを通して、学級全体などで楽しみながら一緒に遊びを進めていくようになる。

人と共にいる喜びを感じ、学級皆で目的や願いを共有し志向する中で、話し合ったり、取りなしたり、皆の考え方をまとめたり、自分の役割を考えて行動したりするなどして折り合いを付け問題を解決し、実現に向け個々のよさを発揮し工夫したり、協力したりする楽しさや充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

プログラングである。 してよいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりを守る必要性が分かり、 決まりを作ったり守ったりするようになる。

他の幼児との葛藤などの様々な体験を重ね、してよいことや悪いことが分かり、自分で考えようとする気持ちを持ち、思い巡らしたりなどして自分の考えをより適切に しながら行動するようになる。

友達などの気持ちを理解し、他者の気持ちに共感したり、相手の立場から自分の行動を振り返ったりして、思いやりを持って関わり相手の気持ちを大切に考えながら行動するようになる。

学級の皆と心地よく過ごしたり、より遊びを楽しくしたりするために決まりのあることが分かり、守ったり、必要に応じて作り替えたり、新たに作ったりして考え工夫 し守るようになる。

皆で使う物が分かり愛着を持ち、自他の要求に折り合いを付け大事に扱うようになる。

自分の気持ちを調整しながら、友達と折り合いを付けたり、取りなしたり取り持ったりして周囲との関わりを深め、決まりを守るようになる。

<mark>社会生活との舞わり</mark>
- 家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と輝わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。
- 遂びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりして、情報を取捨選択などして役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用したりなどして、社会とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

親や祖父母など家族から愛されていることに気付き、自分なりに思い巡らしたり表現したりして、家族を大切にしようとする気持ちを持つようになる。

小学生・中学生、高齢者や働く人々など自分の生活に関係の深い地域の人々との触れ合いの中で、自分から親しみの気持ちを持って接し、自分が役に立つ喜びを感じる ようになる。

四季折々の地域の伝統的な行事などへの参加を通して、自分だちの住む地域のよさを感じ、地域が育んできた文化や生活などの豊かさに気付き、一層親しみを感じるようになる。

目的に必要な情報を得て友達同士で伝え合ったり、活用したり、情報に基づき判断しようとしたりするようになる。

公共施設を訪れ、それが皆の物であり自分に関係の深い場であることが分かり、大切に利用するようになる。

国旗が掲揚される様々な行事への参加や、運動会などの行事において自分で国旗を作ったりして日常生活の中で国旗に接し親しみを感じることにより、日本の国旗や国際理解への意識や思いが芽生えるようになる。

総当力の方主人 場立な事象に積極的に関わり、物の性質や仕組み等を感じ取ったり気付いたりする中で、思い巡らし予想したり、工夫したりなど多様な関わりを楽しむようになるとともに、友達などの様々な考えに触れる中で、自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

身近な環境に積極的に関わり、自分から気付いたり、発見を楽しんだり、考えたり、振り返ったり、それを別の場面で活用したりするようになる。

様々な環境に積極的に関わる中で、より深い興味を抱き、不思議に思ったことなどを探究するようになる。

遊びが深まる中で、多様な関わりを楽しみ、予想したり、確かめたり、振り返ったりして興味や関心を深めるようになる。

友達などの様々な考えに触れる中で、自己の思いや考えなどを自ら判断しようとしたり考え直したりなどして、新しい思いや考えを生み出す喜びを味わいながらよりよ いものにするようになる。

物との多様な関わりの中で、物の性質や仕組みについて気付き、思い巡らし物を使いこなすようになる。

身近な物や用具などの特性や仕組みを生かしたり、いろいろな予想をしたりし、楽しみながら工夫して使うようになる。

自然との**時わり・生命尊重** ・自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象への関心が高まりつつ、好奇心や探究心を持って思い巡らし言葉などで表しながら、自 然への愛情や畏敬の念を持つようになる。 ・身近な動権物を命あるものとして心を動かし、親しみを持って接し、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。

自然に触れて感動する体験を通して、自然の大きさや不思議さなどを感じ、好奇心や探究心を持って、思い巡らし言葉などで表しながら、科学的な視点や、自然への愛情や畏敬の念などを持つようになる。

同じものでも季節により変化するものがあることが分かり、変化に応じて遊びや生活を変えるようになる。

自然現象を遊びに取り入れたり、自然の不思議さをいろいろな方法で確かめたりして、身近な事象への関心が高まるようになる。

共に遊んだり、世話をしたりなどする中で、生き物への愛着を感じ、生命の営みの不思議さや生命の尊さに気付き、生命の素晴らしさに感動して、身近な動植物を命あるものとしていたわり大切にする気持ちを持って関わるようになる。

数量・図形、文字等への関心・感覚

遊びや生活の中で、数量などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりして、必要感からこれらを活用することを通して、数量・図形、文字等への

遊びや生活の中で自分たちに関係の深い数量、長短、広さや速さ、図形の特徴などに親しむ体験を重ね、必要感から数えたり、比べたり、組み合わせたりすることを通して、数量・図形等への関心・感覚が高まるようになる。

遊びや生活の中で標識や文字が人と人をつなぐ役割を持つことに気付き、読んだり、書いたり、使ったりすることを通して、文字等への関心・感覚が高まるようになる

言葉による伝え合い 言葉を通して先生や反連と心を通わせ、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付けるとともに、思い巡らしたりしたことなどを言葉で表現することを通して、言葉による表現を楽しむようになる。

相手の話の内容を注意して聞いて分かったり、自分の思いや考えなどを伝える相手や状況に応じて分かるように話したり、話し合ったりするなどして、考えをまとめ深めるようになり、言葉を通して先生や友達と心を通わせるようになる。

イメージや思い巡らしたりしたことなどを言葉で表現することを通して、遊びや生活の中で文字などが果たす意味や役割、必要性が分かり、必要に応じて具体的な物と 対応させて、文字を読んだり、書いたりするようになる。

絵本や物語などに親しみ、自分の未和の世界に出会うなどしながら興味を持って聞き、思い巡らすなどの楽しさに浸ることを通して、その言葉の持つ音の美しさや意味 の面白さなどを友達と共有し、必要に応じて言葉による表現を楽しむようになる。

幼稚園生活を展開する中で、新たな環境との出会いを通して、幼児の持っている言葉が膨らんだり、未知の言葉と出会ったりする中で、新しい言葉や表現に関心が高まり、それらの獲得に楽しさを感じるようになる。

豊かな感性と表現 みずみずしい感性を基に、生活の中で心動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らしたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、意欲が高まるようになる。

みずみずしい感性を基に、生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、思いを膨らませ、様々な表現を楽しみ、感じたり考えたりするようになる。

遊びや生活の中で感じたことや考えたことなどを音や動きなどで楽しんだり、思いのままにかいたり、つくったり、演じたりなどして表現するようになり、友達と一緒に工夫して創造的な活動を生み出していくようになる。

自分の素朴な表現が先生や他の幼児に受け止められる経験を構み重ねながら、動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだり、友達と一緒に表現する過程を楽しんだりして、表現する喜びを味わい、表現する意欲が高まるようになる。

資質・能力の育成に向けた幼稚園教育要領等の内容の改善・充実

幼稚園教育要領の構成の見直し

各学校種共通で示された総則の見直しのほか、幼稚園教育要領固有事項として以下の見直しを行う

- O 教育課程や預かり保育を含め、<u>登園から降園までの幼児の生活全体を捉えた全体的な計画の作成を</u> 位置付ける
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を新たに位置付ける

資質・能力の整理を踏まえた教育内容の見直し

○ 現在の領域構成を引き継ぎつつ、資質・能力の三つの柱に沿って、内容の見直しを図る

52

現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ以下のとおり教育内容を見直す

- O 状況に応じ自ら機敏に行動することができるようにする、安全についての理解を深める
- O <u>体の諸部位を使った様々な体験を重視</u>する、<u>食の大切さに気付いたり食に対する態度</u>を身に付ける
- <u>〈じけずに自分でやり抜く、前向きな見通しをもつ</u>、自分のよさや特徴に気付き<u>自信を持って行動</u>する
- 具体的な活動の中で思考の過程を示すなど、思考力の芽生えを育む
- O 我が国や地域社会における様々な文化や伝統に触れ、親しみを持てるようにする
- 言葉の獲得の楽しさを感じたり、言葉でやりとりしながら自分の考えをまとめたりする
- 〇 自然や生活の中にある音や素材に触れる機会の充実を図る

等

預かり保育と子育て支援の充実

- 預かり保育について、教育課程の時間を含めた全体の中で計画・実施する必要性や地域の人々連携など チームとして取り組む例を示す
- 子育て支援について、心理士、小児保健の専門家、幼児教育アドバイザーなどの活用や地域の保護者と 連携・協働しながら取り組む

幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- <u>在園期間が異なる幼児がいること、教育及び保育の時間が異なる幼児がいることなどを前</u> 提に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえながら、<u>教育及び保育の全体的な計画を策</u> <u>定するということが重要</u>である。
- <u>2歳児後半から3歳児以上の幼児との交流の機会をつくりながら、幼児一人一人が期待感や安心感を持って3歳児の学級に移行できるようにすること</u>が望ましい。

集団生活の経験年数の違う幼児が一緒に過ごす3歳児の学級では、幼児及び保護者と担任の保育教諭等が信頼関係を築くとともに、2歳児から移行する幼児と3歳児から入ってくる幼児同士のつながりをつくっていくことが重要である。

○ **生活形態が異なる保護者間の相互理解や交流が深まるよう工夫すること。** その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合うなどの視点も重要である。

等

54

必要な条件整備等について

- 幼稚園等は<u>若い世代の入れ替わりが多く経験に基づく知見が蓄積されにくく</u>、また、預かり保育等へのニーズの高まりから研修時間の確保が難しい現状を踏まえると、教員の資質・能力の向上を図るための研修の在り方が喫緊の検討すべき課題。
- <u>園内研修の継続・充実、園外研修の機会の確保</u>が必要。特に、<u>近年の園の小規模化を踏まえ、</u> 複数園による教員の交流機会の確保も重要。

国や教育委員会等の教材の開発や研修体制の充実、各園と地域の教員養成系大学や幼児教育研究団体等との連携も必要。

- 市区町村を中心に指導主事や<u>幼児教育アドバイザーの育成・配置</u>、都道府県を中心に地域の 拠点となる<u>幼児教育センターの設置</u>など、<u>推進体制の整備</u>が求められる。
- <u>幼稚園教育要領</u>の改訂内容と<u>保育所保育指針</u>及び<u>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</u>の改 訂内容との**整合性を図っていく**。

幼稚園におけるカリキュラム・マネジメント

幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントの重要性

- ①教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること
- ②家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと
- ③預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で 実施されていること



幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントは極めて重要

以下の3つの側面から、園長のリーダーシップの下、園全体でカリキュラム・マネジメントを実施

- ① 各領域のねらいを相互に関連させ、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」等を念頭に置きながら、教育目標等を踏まえた総合的な視点で、目標達成のために必要な具体的なねらいや内容を組織する
- ② 教育内容の質の向上に向けて、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成、実施、評価して改善を図るPDCAサイクルを確立する
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる

56

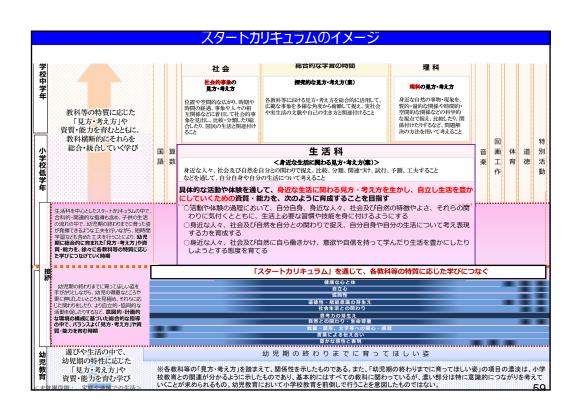
各学校段階を通した教育のイメージ(検討案) 教育課程 部分 高等学校部会 資料3 【高等学校】 ⇒主に生涯にわたる社会生活やより主体的な ○ 「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」、「18 社会参画、その後の専門的な学習のために必要となる 資質・能力 歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、初等中 等教育の出口のところで身に付けておくべき力を明確にしながら、 〇知識·技能 〇思考力·判断力·表現力等 幼・小・中・高の教育を、縦のつながりの見通しを持って系統的に 組織していくことが重要(「論点整理」より) ○学びに向かう力、人間性 ○ これを踏まえ、小・中・高については、育成すべき資質・能力の三 つの柱(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう ⇒主に生涯にわたる社会生活の基盤となる 力、人間性」)に沿って、各学校段階で育成すべき資質・能力を明 資質·能力 確化することとしてはどうか。 ○思考力・判断力・表現力等 ○ その上で、学習指導要領・総則において、各学校段階の教育を 〇学びに向かう力、人間性 通じて育成すべき資質・能力として示すこととしてはどうか。 ○ なお、幼児教育については、三つの柱に沿って資質・能力の育成 ⇒主に日常生活から身近な社会生活を送るに を行うが、遊びを通しての総合的な指導の中で一体的に育まれる あたり必要となる資質・能力 ため、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終 わりまでに育ってほしい姿」として整理している。 〇知識·技能 〇思考力·判断力·表現力等 〇学びに向かう力、人間性 【幼児教育】幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 道徳性・規範意識の 健康な心と体 白立心 協同性 社会生活との関わり 自然との関わり・生 数量·図形、文字等 言葉による伝え合い 思考力の芽生え 豊かな感性と表現 への関心・感覚 命尊重

幼児教育と小学校教育との接続

※「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)より抜粋

- 小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、幼児教育で身に付けたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子供たちの資質・能力を伸ばしていく時期である。
- 幼稚園教育要領においては、前述の1. に示したとおり、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の各領域において、資質・能力の三つの柱に沿って内容の見直しを図ることや、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を位置付けることとしているところである。こうした改善を踏まえ、小学校教育においては、生活科を中心としたスタートカリキュラムを学習指導要領に明確に位置付け、その中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫(※)も行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる。
- その際、スタートカリキュラムにおける学習を、小学校におけるその後の学習に円滑につないでいくという視点も重要である。

※「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(平成22年11月)においては、<u>スタートカリキュラム編成上の留意点として、幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること、個々の児童に対応した取組であること、学校全体での取組とすること、保護者への適切な説明を行うこと、授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫することを挙げている。</u>



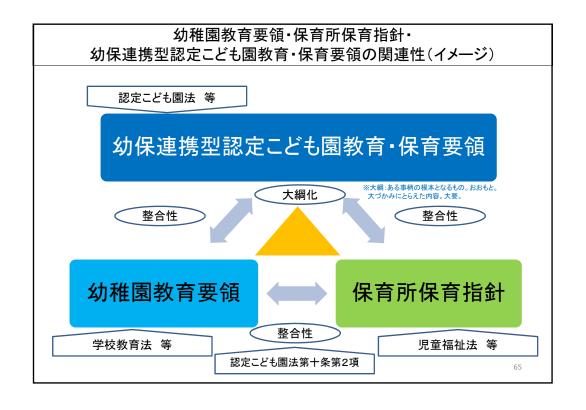
	幼稚園教育要領の改善のイメージ(たたき台案)			
・赤字:小学校:学習指導要領・改善のイメージ条との相違点 ・アンダーライン:現行幼稚園教育要領との相違点 ・(物):新たに加える事項 (類形):新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項 性性がある。 (第33):現行別機関委員業の第3章から第3章から第1章に受験する事項を決しています。					
現行幼稚園教育要領の構成 幼稚園教育要領の構成のイメージ(たたき台案)		小学校・裁則の改善のイメージ(たたき台案)			
	前文	前文			
	⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育 課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好 循環を生み出すことの意義について示す	⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す			
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則			
第1 幼稚園教育の基本	第1 幼稚園教育の基本 何ができるようになるか	第1 小学校教育の基本 何ができるようになるか			
教育基本法、学校教育法等の法令に示された幼稚園教育の目的、目標の達成に向けた 教育課程の意義	教育基本法、学校教育法等の法令に示された幼稚園教育の目的、目標の 達成に向けた教育課程の意義	1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学校教育の目的、目相 の達成に向けた教育課程の意義			
・人格形成の基礎を培うこと、環境を通して行う教育	- 人格形成の基礎を持つこと、環境を通して行う教育 1 幼児期にふさわしい生活の展開 2 遊びを通しての総合的な指導 3 一人一人の発達の特性に応じた指導	2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成 ・「確かな学力」学力3 要素、児童の学習習慣 ・「豊かな心」道徳科を要とした道徳教育・豊かな情操の育成 ・「健やかな体」体育・健康に関する指導			
1 幼児期にふさわしい生活の展開 2 遊びを通しての総合的な指導	・音みたい資質・能力と各領域、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)との関係(新) ・数師の役割(第3章)	3 小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力 ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学校教育を通じて育成を目指す資質・ 能力の三つの柱について			
3 一人一人の発達の特性に応じた指導 ・計画的な環境の構成、教師の役割	- <u>教材研究(新)</u> - <u>幼稚園教育を通じて育みたい資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を</u> 通じて育成を目指す資質・能力との関係(新)	・小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係 ・各数科等間で育成する資質・能力との関係			
	- 資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(新) - 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメトの象型(新) - 各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶ か」「何が発していなか」「個の企会の主義の発達をどのように支援するか」「案 施するために何が必要が、という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を 被害・充実していてことの必要性(新)	- 資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性 4 質質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現 - 各学校において、目前ができるようになるか、1何を学ぶか」どのように学 ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」 「実施するために何が必要か」という提点に基づき、教育課程を軸に学校 教育を改善・不楽していてくるの多質性			
	- 各領域のねらいを相互に削減させ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい 姿」や小学校での学びを念頭に置きながら、幼稚園等の教育目標等を踏ま えた総合的な視点でねらいや内容を組織すること(新)	・小学校教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において 学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課 程を編成すること			
	・教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を効果的に組み合わせ て実施することの必要性(新)	・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程 の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施することの必要			
	・幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図るPDCAサイクルを確立すること。(新)	性 ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改き することの必要性			

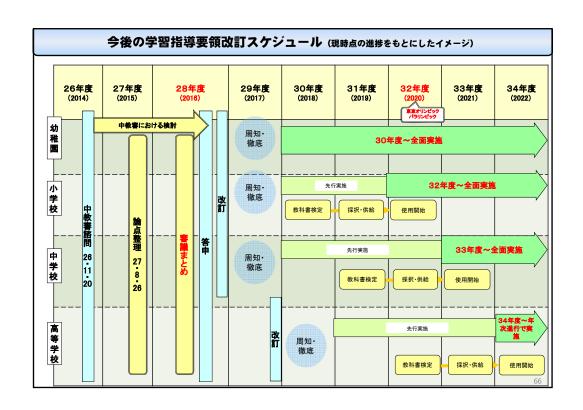
	幼稚園教育要領の改善のイメージ(た	たき台案)		
・赤字:小字校学習指導要領・改善のイメージ家との相違点 - アンダーライン・現行幼稚園教育要領との相違点 - アンダーライン・現行幼稚園教育要領との相違点 - (新):新たに加える事項 (新):新たに加える事項 (新):新たに加える事項 (新):現行幼稚園教育要領の第二級で、現行小学校学習指導要領には既にある事項 (第3回):現行幼稚園教育要領の第二章が示す。現代小学校学習指導要領には既にある事項				
現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たたき台案)	小学校・総則の改善のイメージ(たたき台案)		
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則		
第2 教育課程の個成 ・教育課程編成の基本 1 ねらいと内容を組織すること、幼児期の発達の特性を踏まえること、入風から修了に至るまでの長期的な視野をもつこと 2 教育過数 3 教育時間	第2 教育課程等の構成 1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成(新) - 各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。(新) 2 教育課程の編成の基本 - ねらいと内容を組織すること、幼児期の発達の特性を踏まえること、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持つこと - 全体的な計画の作成の配慮事項(新)など - 教育週数 - 教育問数	第2 教育課程の編成 1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成 ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す校教育目標に基づき、教育課程を編成する。 2 教育課程の編成における共通的事項(授業時数、内容の取扱い) ・年間の授業日数(週数) ・児童会活動、クラブ活動、学校行事 ・1単位時間の適切な設定 ・創意工夫を生かした弾力的な時間割 ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振替え ・指導の順序の工夫 ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨 ・複式学数		
	3 幼稚園と小学校との接続(第3章) 61	3 学校段階間の接続 ・幼小の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム (低学年において生活科を中心に合科的・関連的指導などの工夫) ・小学校と中学校の接続と義務教育学校 (義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定) 4 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係 5 調和の取れた全体の指導計画 ・3 学年間の相互の連携、系統的・発展的指導 ・2 学年を見通した指導 ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 ・合料的・関連的な指導		

	幼稚園教育要領の改善のイメージ(た	たき台案)
※今後、小学校・総則の改善のイメージ(た) 能性がある。	・赤字: 小学校学習指導要領・改善の ・統計: 新たに加える事項 (新) ・(第3章): 現行幼稚園教育要領の別	※):新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項
現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たたき台案)	小学校・総則の改善のイメージ(たたき台案)
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
	第3 指導計画の作成・実施と評価(新) 1 指導計画の作成・実施 (1)指導計画の考え方(第3章) ・指導計画の考え方(第3章) ・指導計画の作成(第3章) ・力、大阪・佐藤・佐藤・佐藤・佐藤・大阪・佐藤・大阪・佐藤・佐藤・佐藤・佐藤・佐藤・佐藤・佐藤・佐藤・佐藤・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・	第3 教育課程の実施と学習評価 1 教育課程の実施 (1) 指導内容の具体化 ・第2章以下に示す各教科等の内容のまとまり(単元、題材主題など)ごとに、育成を目指す資質 能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性 ・特に重要となる学習活動の在り方 一資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性 一体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習 一児童が見通しを立てたり振り返ったりする活動 (不それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述) (2) 教育課程の実施上の留意事項 ・発展的な内容の指導と留意点
	- 視聴覚数材等の活用(新※) 2 評価の充実(新) - ねらい及び内容、5歳児の評価において幼児期の終わりまで に育ってほしい姿(仮称)を踏まえた評価を行う(新) ・評価による指導の改善(新※)	- コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用 (情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述) (※第2の3との関係整理) - 学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 2 学習評価の充実 - 各教科等の目標に応じて評価を行う - 各学校において目標を定め、観点別に評価を行う (※各教科等の観点は示さない) 評価による指導の改善、学習意欲の向上
	62	

幼稚園教育要領の改善のイメージ(たたき台案)				
・赤字・小字校字智指導要領・改善のイメージ変との相違点 ・アンダーライン・現行幼稚園教育要領との相違点 ・(等)・新たに加える事項 (新※)・新たに加える事項で、現行小字校学習指導要領には既にある事項 ・(第)・新たに加える事項で、現行小字校学習指導要領には既にある事項 ・(第3章)・現行幼稚園教育要領の第3章から第1章に変更する事項				
現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たたき台案) 小学校・総則の改善のイメージ(たたき台案)			
第1章 総則	第1章 総則			
	第4 幼児の発達を踏まえた指導(新) 個々の幼児の発達を どのように支援するか	第4 児童の発達を踏まえた指導 1 児童の発達の支援		
		・学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導を充実すること ・各教科等の指導に当たり、児童が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること ・児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること		
	1 障害のある幼児への指導(第3章) ・個々の幼児の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容 や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと(第3章) ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について (第3章)	2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1)障害のある児童への指導 ・個々の児童の障害の状態や学習上の困難に応じた指導内容や 指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと ・特別支援学級における教育課程の構造、配慮事項について ・通級に念指導に関する教育課程の構造、配慮事項について ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成について		
	2 海外から帰国した幼児等の園生活への適応や日本語指導 (新) ・個々の幼児の園生活への適応と外国における経験をいかし た指導(新)	(2)海外から帰国した児童等の学校生活への適応や日本語指導・個々の児童の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導		
	・日本語の習得に困難のある幼児への指導内容や指導方法 の工夫を計画的、組織的に行うこと(新) 3 満3歳児への指導(新)	・日本語の習得に困難のある児童への指導内容や指導方法の工 夫を計画的、組織的に行うこと		
63				

Ź	力稚園教育要領の改善のイメージ(たたき台案)	
※今後、小学校・総則の改善のイメージ(たたき台案)の修正なと を性がある。		Fのイメージ案との相違点 ・アンダーライン・現行幼稚園教育要領との相違点 「新ン」・新たに加える事項で、現行小学校学習指導要領には既にある事項 の第3章から第1章に変更する事項	
現行幼稚園教育要領の構成	幼稚園教育要領の構成のイメージ(たたき台案)	小学校・総則の改善のイメージ(たたき台案)	
第1章 総則	第1章 総則	第1章総則	
	第5 幼稚園生活の充実のための学校選賞上の智意事項 実施するために何が必要か 1 幼稚園における指導体制の充実(新) - 学習指導を改善 充実していく体制(女内研修体制)(新) - 学校間の連携、交流(第3章) 2 家庭 地域との連携・協働(新) - 家庭や地域との連携・協働(第3章) - 陸書のある幼児との交流及び共同学習(第3章) - 高齢者などとの交流の機会(新)	第6 学習活動の充実のための学校選賞上の實意事項 実施するために何が必要か 1 学校の指導体制の充実 ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制) ・学校間の連携、交流 2 家庭・地域との連携・協働 ・廃産や地域との連携・協働 ・廃産のある幼児児童生徒との交流及び共同学習 ・高部者などとの交流の機会 第6 進鶴教育推進上の配慮事項 ・全体計画の作成、道徳教育推進教師 ・指導内容の重点化(後・中・高) ・豊かな水核製の充実	
第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育 活動など ・教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動、 子育ての支援	第6 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など ・教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動、子育ての 支援		
第2章 ねらい及び内容	第2章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりまでに育ってほ しい姿(仮称)		
・「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」	第1 ねらい及び内容 ⇒ 演賞・能力による見直しや現代的な諸課題を踏まえた「健康」、 「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の内容等を示す 第2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(仮称)(新)		
第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終 了後等に行う教育活動などの留意事項	第3章 指導計画及び 教育課程に係る教育時間の終了後等に 行う教育活動などの留意事項		
第1 指導計画の作成に当たっての習意事項 1 一般的な智意事項 2 特に冒意する事項 第2 教育課程に係る後育時間の終了後等に行う教育 活動などの習意事項 1 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動	1 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動 2 子育ての支援		
型 子育ての支援	64		







現在、幼稚園教育要領の改訂の議論が進められ、今年度中に新しい幼稚園教育要領が示される予定である。新幼稚園教育要領の実施を控え、その趣旨の徹底を図るために解説書等の作成、説明会の開催等の取組を実施する。

今後のスケジュール

平成28年度 <u>平成29年度</u> 平成30年度 中教審答申、新幼稚園教育要領の告示

新<u>幼稚園教育要領の周知・徹底</u> 新幼稚園教育要領の全面実施予定

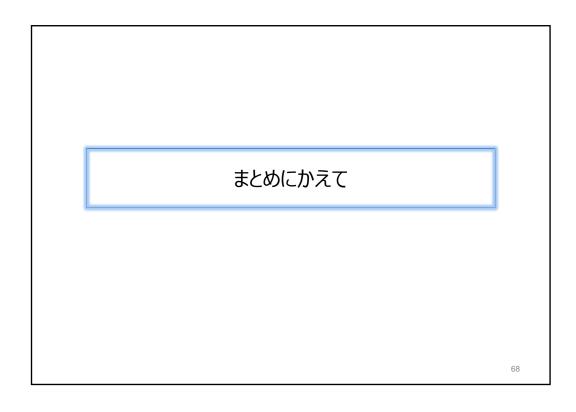
新幼稚園教育要領の解説書等の作成

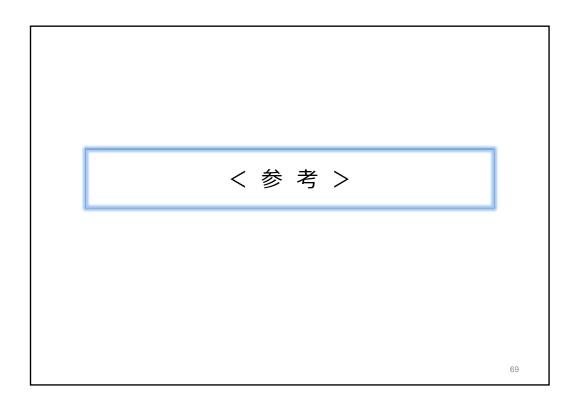
- ●新幼稚園教育要領の解説書の作成
- 新幼稚園教育要領を正しく理解するため、記述の意味 や解釈などの詳細について説明した解説書を作成。
- ●新幼稚園教育要領に関する指導書(資料)の作成 新幼稚園教育要領を着実に実施していくため、幼小接 続などに関する具体的な実践事例とその解説などを掲載し、

教職員の実践の手掛かりとなる指導書(資料)を作成。

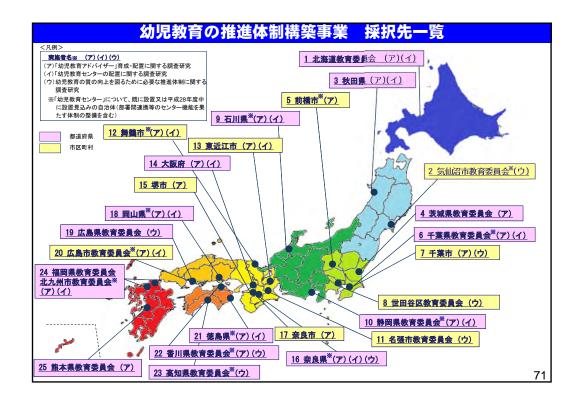
●幼児期の教育に関するパンフレットの作成 家庭や地域との連携を図るため、新しい幼稚園教育要 領の理念などについて分かりやすく解説し、社会全体の理 解増進をはかるパンフレットを作成。

新幼稚園教育要領の趣旨の徹底 中央協議会(文部科学省) (新幼稚園教育要領の説明、先進事例の発表等) 教育委員会指導主事、幼稚園園長等の参加 都道府県協議会(教育委員会) (中央協議会を踏まえ新幼稚園教育要領の説明、地域住民や保護者への周知) 公立私立幼稚園教員、小学校教員、保護者や地域の関係者等の参加





幼児教育の推進体制構築事業 〇 すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提 供体制の充実が図られているところであるが、<mark>提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある</mark>。 ○ <u>幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実</u>を図るため、地域の幼児教育の拠点とな る<u>「幼児教育センター」</u>の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う<u>「幼児教育アド</u> <u>バイザー」</u>の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、地方公共団体における幼児教 育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。 ①都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方 ②研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携 (4)市町村による域内の幼児教育施設への助言等の在り方 ③都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方 ⑥幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方 <推進体制の構築例> [委託先] 都道府県、市町村等 ・国における調査研究拠点の 在り方検討 ・好事例の収集・分析 ・好事例の発信・全国展開 ※認定こども園・保育所 内閣府 の所管の観点から文 部科学省に協力 文部科学省 •厚生労働省 ・幼児教育センターの設置委託・指導資料、好事例、研究成果等の提供等 ・幼児教育アドバイザーの配置委託・指導資料、好事例、研究成果等の 都道府県等 大学等 幼児教育センターの設置 ⑤ ・幼児教育アドバイザーに が 地域の大学等、養成機関と連 携した研修の提供 対する助言・援助 ・研究成果の共有 等 ・幼稚園教諭・保育士・保育教諭に 対する研修機会の提供 ・研究成果の共有 等 市町村 幼児教育アドバイザーの配置 ④、⑤・教育内容や指導方法、指導環境の 改善について助言 等 幼稚園・保育所・認定こども園 小学校 ※園内の研修・指導体制 についても検討 ⑥ 幼保小接続の課題への対応 70



幼児教育アドバイザーの状況				
N22 152 D-L	都道府県 ・政令指定都市数	分類	都道府県・指定都市数 16	
選択肢	(割合(%))	幼稚園出身		
① 都道府県・指定都市において配置している	7 (10.4)	保育所出身	12	
② 都道府県において配置するとともに、域内	11 (16.4)	小学校出身	4	
の市町村においても配置している市町村がある		学識経験者	4	
③ 域内の市町村において配置している市町村がある	9 (13.4)	その他(障害幼児施設長、	2	
④ 配置していない	40 (59.7)	特別支援学校出身)	2	

業務内容	都道府県 · 政令指定都市数	具体的な内容	具体的な内容		
巡回指導	16	 保育参観、指導、協議、園経営、人材育成、園長・主任の相談役 就学前教育・保育施設の訪問で、保育内容や指導計画等について助言等 保育改善, 園運営に関わる相談。研究会事前指導及び資料作成。カリキュラム等の改善 保育内容の充実、保育方法の充実、園内研修の活性化、研修リーダーの育成等 			
研修講 師	13	幼児教育センターにおける研修において、講話や研究協議の助言等を実施幼稚園、保育所での園内研修講師 等			
その他	5	幼児教育に関する調査研究、関係団体との連絡・調整 等保幼小連携の助言 等園・所に対する相談業務 接続モデルカリキュラムの作成 等家庭や地域への乳幼児教育の情報発信、家庭と保育所・幼稚園をつなぐ等			
		文部科学省初等中等教育局幼児教育課調べ(平成28年5月時点)	72		

幼児教育に関する施設に対する行政の主な関与					
都道	府県	市町村			
教育委員会	首長部局	教育委員会	首長部局		
効 県立幼稚園の設置管理運営 雅 私立幼稚園に関する専門的事項 図 に関する知事への助言・援助(求 めに応じ)			私立幼稚園(新制度)に係 る施設型給付費の支弁		
所	県立保育所の設置管理運営 私立保育所の設置認可 県内の保育所の設備運営の基準 の策定、設置者に対する勧告等 認可外保育所に対する措置		市町村立保育所の設置管 理運営 私立保育所に係る施設型 給付費の支弁		
ど も 園	私立幼保連携型認定こども園の認可・監督 幼稚園型・保育所型等の認定こども園の認定 県内の認定こども園の設備運営 の基準の策定、設置者に対する 勧告等	認定こども園の教育に関 する事務への意見陳述	市町村立認定こども園の設置管理運営 私立認定こども園に係る施設型給付費の支弁		
認定こども園の適切・円滑な事務のための地方公共団体の長及び教育委員会相互の緊密な連携協力					
そ 県内の教育に関する事務に関す の ること 他 市町村の教育事務に関する指導 助言援助	支援計画の策定	市町村内の教育に関する 事務に関すること	市町村子ども・子育て支援 事業支援計画の策定		
総合教育会議の実施及び教育の総合施策大綱の策定					
	(政令市・中核市との関係については省略) 7				

幼児教育指導者養成研修(平成28年度より新規)

開催日程 平成28年11月30日~12月2日(3日間)

開催場所 独立行政法人教員研修センター (茨城県つくば市)

研修の特色

○ 講義、協議等を通して、幼児教育で重視される課題(教育内容)の理解と生かし方、幼小接続における小学校教育の観点からの 幼児期の学びを押さえた取組、幼児教育と家庭、地域社会との連携のあり方等を学ぶことができます。

本研修の対象者

- ○都道府県・指定都市・中核市の幼児教育担当指導主事、教育センターの研修担当指導主事等
- ○都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当者
- ○幼稚園、保育所、認定こども園の教職員であって、各地域において本研修内容を踏まえた研修の マネジメントを推進する指導者として活動を行う者

実施する研修内容

- ○幼児教育の最新の動向・知見等を踏まえつつ、指導助言を通じて、各園における教員の指導のレベルをあげるために必要となる
- ○県内(域内)の市町村等の幼児教育担当者の育成に係る際に必要となる知識の習得

本研修の受講者は、各地域の研修の企画・立案を担い、指導者として各地域での研修を充実することにより、全国での幼児教育の質の 向上を図ることが期待されます。

- ※ 研修の対象者、研修内容については検討中のため変更の可能性があります。※ 詳細については、追って、独立行政法人教員研修センターから、各都道府県等に連絡する本研修実施要項を参照ください。

国立教育政策研究所における幼児教育研究センターの新設

1. 趣旨

- ・幼児教育の質の向上や幼児教育の段階的無償化等に関する議論の進展を踏まえ、幼児教育の 観点からより効果的な研究活動を遂行するため、幼児教育研究に特化したセンターを平成28年 4月に国立教育政策研究所内に設置。
- 幼児教育に関する国の調査研究拠点としての役割を担う。
- ・内外の研究機関との研究ネットワークの構築や研究成果の普及、調査事業の実施など新たな業 務に対応するため、研究体制を強化。

